

令和3年度 塩竈市の震災対策事業の概要

大規模地震に備え安全なまちづくりをつくるために、市では、木造住宅やブロック塀など震災対策の支援を行っております。

木造住宅震災対策事業の概要

市から耐震診断士を派遣する「耐震診断助成事業」と耐震改修工事の費用を補助する「耐震改修工事助成事業」とがあります。

昭和56年5月以前建築の戸建て木造住宅

自己診断
「誰でもできるわが家の耐震診断」

一般診断

改修計画

建て替え
左記-ハ

改修設計

改修工事

※工事着工前に申請、完成後に報告等が必要

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 補助概要 | 耐震改修のみ | 耐震改修+それ以外の工事が10万円以上 |
| | 左記-イ | 左記-ロ |

耐震診断助成事業

専門家（耐震診断士）を派遣して、自宅の耐震診断を行います。

自己負担：8,400円

診断費用150,800円/戸
市負担 142,400円/戸
(床面積が200㎡を超える場合はお問い合わせください)



耐震改修工事助成事業

補助金が最大100万円
(それ以外の工事の補助金は最大20万円)

補助対象 市の耐震診断助成事業で作成した改修計画に基づき耐震改修工事や建て替えを行う住宅及び耐震改修に併せてそれ以外の工事を行う住宅（年度内に完成するものに限る）

補助金額（次のイ、ロ、ハのいずれかの額）

- イ 耐震改修工事のみの場合
⇒ 耐震改修工事費の16/25の額（限度額80万円）
- ロ 耐震改修工事とそれ以外の工事（10万円以上）も同時に行う場合
⇒ 耐震改修工事費の4/5の額（限度額100万円）+それ以外の工事費の1/2の額（限度額20万円）
- ハ 建替え工事の場合
⇒ 耐震改修工事費相当分の4/5の額（限度額100万円）+建替え工事費から耐震改修工事費相当分を差し引いた額の1/2（限度額20万円）



【補助金額（最大）】

耐震改修工事費が125万円以上で、かつ、それ以外の工事費が40万円以上の場合

$$\begin{array}{rcl} \text{耐震改修} & + & \text{それ以外の工事} \\ (4/5) & & (1/2) \\ 100\text{万円} & + & 20\text{万円} \\ \hline & = & 120\text{万円} \end{array}$$

●住宅耐震改修に伴う所得税控除や固定資産税の減額措置が受けられます

所得税（耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除 ※詳しくは、国土交通省ホームページ「耐震改修に関する特例措置」をご参照ください。
固定資産税（その住宅に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当部分まで）が2分の1に減額）

危険ブロック塀等除却事業の概要

道路沿いにある危険なブロック塀を除却しようとする場合に解体工事費用の一部を補助します。



高いほど危険！

避難時に安全確保が必要な道路に面したブロック塀が除却の対象となります。



道路より高い位置にあるブロック塀は、さらに危険！！

危険ブロック塀等除却事業

補助金が最大40万円！！

補助対象 道路沿いにある危険と判定されたブロック塀など

除却補助 解体工事費の2/3の額
除却面積1㎡あたり6,000円
300,000円 } いずれか低い額

設置補助 フェンス等工事費の1/3の額
設置延長1mあたり4,000円
100,000円 } いずれか低い額



危険ブロック事前相談

（市がブロック塀の概要や補助対象の判断をします）

調査の結果 補強又は改修等の検討が望まれる。除却することが望まれる。

※工事着工前に申請、完成後に報告等が必要

ブロック塀解体工事

フェンス等の設置工事

申込受付 木造住宅耐震診断助成事業 募集：30件
募集件数 木造住宅耐震改修工事助成事業 募集：14件
危険ブロック塀等除却事業 募集：10件 } 令和3年4月15日(木) ~ 令和4年1月31日(月)
※先着順となります

申し込み・お問い合わせは 建設部 定住促進課 指導係（若番館庁舎2階）TEL 022-364-1126